

庁舎面積の算定基準について（抜粋）

① 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」

区分	内容
事務室	地方小官署(署、所)県単位以下 $3.3 \text{ m}^2 \times \text{換算人数}$ <ul style="list-style-type: none"> ・理事者 換算率 6 ・部長・課長級 換算率 2.5 ・課長補佐・係長級 換算率 1.8 ・一般職 換算率 1.0 ※事務室、会議室の面積は、基準の10%増で算出する。
会議室	職員 100 人当たり 40 m^2 とし、10 人増すごとに 4 m^2 増加する。
電話交換室	換算人数 320 人～400 人の場合は 40 m^2
倉庫	事務室面積の 13%とする。
宿直室	1人まで 10 m^2 とし、1人増すごとに 3.3 m^2 を加算する。
庁務員室	1人まで 10 m^2 とし、1人増すごとに 1.65 m^2 を加算する。
湯沸室	$6.5 \text{ m}^2 \sim 13 \text{ m}^2$ を標準とする。
受付及び巡視溜	$1.65 \text{ m}^2 \times (\text{人数} \times 1/3)$ を標準とし、 6.5 m^2 を最小とする
便所及び洗面所	全職員数 150 人以上の場合は 1 人当たり 0.32 m^2
医務室	全職員数 200 人～250 人の場合は 65 m^2
売店	全職員数 150 人以上に設け、1 人当たり 0.085 m^2
食堂及び喫茶室	全職員数 200 人～250 人の場合は 97 m^2
理髪室	全職員数 90 人～290 人の場合は 21 m^2
機械室	直接暖房の場合 有効面積 $2,000 \text{ m}^2$ 以上 合計 157 m^2 冷暖房の場合 有効面積 $2,000 \text{ m}^2$ 以上 合計 436 m^2
電気室	直接暖房(手動操作)の場合 有効面積 $2,000 \text{ m}^2$ 以上 36 m^2 冷暖房(高圧受電)の場合 有効面積 $2,000 \text{ m}^2$ 以上 78 m^2
自家発電機室	有効面積 $5,000 \text{ m}^2$ 以上の場合は 29 m^2 (有効面積は達しないと思われるので最小値の 29 m^2 を適用)
玄関・広間・老化・階段室等	耐火造庁舎は上記各室面積合計の 35%。木造庁舎は 30%とする。ただし、必要に応じて 40%まで認める。渡り廊下は実情に応じて計上する。
自動車置場	大型車(トラック 4トン積程度) 1 台につき 20 m^2 中型車(乗用車) 1 台につき 18 m^2 小型車 1 台につき 13.2 m^2
運転手詰所	$1.65 \text{ m}^2 \times (\text{人数})$ を標準とする。
その他	新聞記者室、印刷製本費、公衆室、休憩室、待合室、その他の室が必要な場合は、実情に応じてその面積を算定して、有効面積に加算する。

② 総務省「平成 22 年度 地方債同意等基準運用要綱」

区分	内容
事務室	人口 5 万人未満の市町村 $4.5 \text{ m}^2 \times$ 換算職員数 <ul style="list-style-type: none"> ・理事者 換算率 12 ・部長・課長級 換算率 2.5 ・課長補佐・係長級 換算率 1.8 ・一般職 換算率 1.0
倉庫	事務室の面積の 13%に相当する面積
会議室等	7.0 m^2 に常勤職員の現在数を乗じて得た面積(その面積が 350 m^2 未満であるときは 350 m^2)とすること。 ※会議室等…会議室、電話交換室、便所、洗面所その他の諸室
玄関等	事務室・倉庫・会議室等の面積を合算した面積の 40%に相当する面積とすること。ただし、当該面積が実情と相違する場合には、必要に応じ、事務室・倉庫・会議室等の面積を合算した面積の 10%に相当する面積の範囲内で増加することができるものであること。 ※玄関等…玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分
車庫	自動車(本庁において直接使用する自動車に限る)1台につき 25 m^2 。
議事堂	議員定数に市町村にあつては 35 m^2 をそれぞれ乗じて得た面積とする。 ※議事堂…議場、委員会室及び議員控室

※総務省が示した当該基準はすでに廃止されていますが、現在も多くの自治体で面積算定に用いられているため、本市の庁舎整備の検討においても参考とするものです。

③ 総務省「平成 31 年度 地方債同意等基準運用要綱」

カ 市町村役場機能緊急保全事業の取扱いについては、次に掲げるところによる。

(ウ)原則として、建替え前延べ床面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであるが、建替え前延べ床面積が建替え後の本庁舎の入居職員数に「一人当たり 35.3 m^2 」を乗じて得た面積を下回る場合は、当該面積を上限として、起債対象事業費を算出することができるもの。

※(ア)(イ)(エ)は省略